

議第74号

高島市少年センター設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年8月30日

高島市長 福井正明

高島市少年センター設置条例の一部を改正する条例
高島市少年センター設置条例（平成17年高島市条例第295号）の一部
を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称および位置）

第2条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高島市少年センター	高島市新旭町北畑45番地1

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。